官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔政令〕
○防衛省組織令の一部を改正する政令（二〇四）　四
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇五）　五
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇六）　五
○法人税法施行令等の一部を改正する政令（二〇七）　六
○トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（二〇八）　九
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二〇九）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一〇）　九
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令（二一一）　九

〔府令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　九

〔告示〕
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（財務一五四）　九

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（防衛省）

1　防衛政策局に新たに参事官一人を置き、その職務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一八条、第二二条、第二四条及び第二五条の二関係）

2　この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇五号）（法務省）

1　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

2　この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年七月二日）から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇六号）（財務省）

1　納税の猶予の特例の対象となる国税の期日について、令和三年二月一日（改正前令和三年一月三一日）に改めることとした。（第二条関係）

2　特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、公的貸付機関等の範囲に独立行政法人中小企業基盤整備機構を、金融機関の範囲に株式会社日本政策投資銀行を、それぞれ加えることとした。（第八条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法人税法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正

1　損益通算により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額又は益金の額に算入される金額がある場合にはその損金の額に算入される金額を利益積立金額に加算し、又はその益金の額に算入される金額を利益積立金額から減算するほか、通算法人が他の通算法人の株式又は出資を有する場合において、当該他の通算法人について通算終了事由が生ずるとき等の利益積立金額の計算の細目を定めることとした。（法人税法施行令第九条関係）

2　受取配当等の益金不算入制度における関連法人株式等に係る配当等の額の益金不算入額から控除する利子の額に相当する金額について、関連法人株式等に係る配当等の額の四パーセント相当額（その事業年度に係る支払利子等の額の合計額の一〇パーセント相当額を上限とする。）とするほか、その配当等を受ける内国法人が通算法人である場合にはその上限を各通算法人の支払利子等の額の総額により調整する等の細目を定めることとした。（法人税法施行令第一九条関係）

3　外国子会社配当等の益金不算入制度における外国子会社に該当するかどうかの判定について、剰余金の配当等を受ける内国法人が通算法人である場合には他の通算法人の有する株式等を含めて判定を行うこととした。（法人税法施行令第二二条の四関係）

4　通算法人が有する他の通算法人の株式又は出資の評価損益及び当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡損益を計上しないこととする措置について、他の通算法人から除外される法人の範囲を定めるとともに、非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価の対象となる資産等の範囲の見直しを行うほか、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令第二四条の三、第六八条の三、第一一三条の三、第一一九条、第一一九条の一一の二、第一二二条の一二、第一二三条の一一及び第一三一条の一五～第一三一条の一七関係）